令和２年度千葉市企業立地促進融資要綱

第１条　この要綱は、本市に工場や事務所等を立地しようとする者に対し、立地に必要な資金を融資することにより企業立地の促進を図り、もって市内経済を活性化することを目的として、千葉市（以下「市」という。）が実施する企業立地促進融資制度（以下「立地融資制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）企業 　　　 会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいう。

（２）中小企業　　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項第１号、第１号の２に規定する者のうち、企業をいう。

（３）立地企業 　次のいずれかの場合に当てはまる企業をいう。

ア　千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「所有型立地補助金要綱」という。）、若しくは所有型立地補助金要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の交付対象となった企業。

ただし、所有型立地補助金要綱第８条第６項の規定により事業計画の認定を受けた企業であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

　 イ 千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「累積投資型立地補助金要綱」という。）、若しくは累積投資型立地補助金要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の交付対象となった企業。

ただし、累積投資型立地補助金要綱第６条第６項の規定により、事業計画の認定を受けた企業であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

　　ウ 千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱（以下「農業法人立地補助金要綱」という。）の適用により補助金の交付対象となった企業。

ただし、農業法人立地補助金要綱第８条第３項の規定により、事業計画の認定を受けた企業であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

（４）立地施設 　 次のいずれかの場合に当てはまる施設をいう。

ア　所有型立地補助金要綱第２条第１１号に規定する対象施設のうち、同要綱第１８条に規定する事業計画の認定を受けた施設、若しくは所有型立地補助金要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の対象となっている施設。

ただし、所有型立地補助金要綱第８条第６項の規定により、事業計画の認定を受けた施設であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

イ　累積投資型立地補助金要綱第２条第９号に規定する対象施設のうち、同要綱第７条第１項第２号に規定する要件を全て満たす施設、若しくは満たすことが確実であると市長が認めた施設、累積投資型立地補助金要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の対象となっている施設。

ただし、累積投資型立地補助金要綱第６条第６項の規定により、事業計画の認定を受けた施設であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

ウ 農業法人立地補助金要綱第２条第３号に規定する農場のうち、同要綱第１４条に規定する事業計画の認定を受けた施設。

ただし、農業法人立地補助金要綱第８条第３項の規定により、事業計画の認定を受けた施設であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

（５）立地関連企業 立地企業との間において、次のいずれかの場合に当てはまる企業をいう。

　　ア　５０％以上の株式を保有している場合

　　イ　連結決算を行っている場合

　　ウ　役員を送り込むなど支配関係にあると認められる場合

　　エ　経営者が同一である場合

　　オ　親会社又は５０％以上の株式を保有する個人が同一の場合

　　カ　アからオまでに掲げる場合に類するものと認められる場合

（６）取扱金融機関 　　市とこの要綱に基づく融資の取扱いに関する覚書を締結した金融機関をいう。

（預託金）

第３条　市は、融資資金の融資源として、一定金額（以下「預託金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

（融資総額）

第４条　取扱金融機関が企業に融資する額の総額は、前条に規定する預託金に取扱金融機関の自己資金を加えた額とする。

２　前項に規定する取扱金融機関の自己資金の額は、市長が取扱金融機関と協議して定めるものとする。

（預託期間及び預託利率）

第５条　取扱金融機関に対する預託金の預託期間及び預託利率は、市長が取扱金融機関と協議して定めるものとする。

（融資対象者）

第６条　立地融資制度による融資（以下「立地制度融資」という。）を受けることができる者は、資本金１０億円以下の立地企業及び立地関連企業とする。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、立地制度融資を受けることができない。

（１）金融機関の取引停止処分を受けている者

（２）保証協会が行った代位弁済に係る求償債務の履行を終えていない者

（３）市税を滞納している者

（４）法令の規定により許可、認可等（以下「許認可等」という。）を要する事業において、当該許認可等を受けていない者

（５）前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（対象経費）

第７条　立地制度融資の対象経費は、立地施設の整備に係るものとし、次の各号に掲げるものとする。

（１）立地施設の用地取得費

（２）立地施設の建物及びその付帯施設の取得費

（３）立地施設に設置・登録等を行う償却資産（機械・設備等）の取得費

（４）立地施設の操業に必要な建物・機械・設備等の移転・解体に必要な経費

（５）その他市長が特に融資を必要と認める経費

（融資利率）

第８条　融資資金の利率は原則として固定金利とし、その水準については市長と取扱金融機関が協議して定めることとする。

（融資条件等）

第９条　立地制度融資の融資条件等は次のとおりとする。

（１）融資金額　１企業につき２０億円以内。

（２）融資期間　設備資金　２０年以内（２４月以内の据置を含む）

（３）保証人　　取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる

（４）担保　　　取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる

（申込の手続等）

第１０条　申込者は、千葉市企業立地促進融資申込書（様式第１号）及び立地施設概況（兼誓約書）（様式第２号）に必要な書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

２　取扱金融機関は、申込書を受理したときは、申込者の営業状態、信用等を調査し、申込書及び申し込みに必要な書類並びに市長が指定する書類を市長に送付するものとする。

（市の審査）

第１１条　市長は、前条第２項の規定により送付された書類等により、申込者について所定の審査を行うものとする。

２　市長は、申込みを承認した時は、千葉市企業立地促進融資制度利用の承認について（様式第３号）により取扱金融機関に通知するものとする。

３　取扱金融機関は、前項の通知を受けた後でなければ融資を実行してはならない。

（融資の実行）

第１２条　取扱金融機関は、第１０条第２項の規定による審査により、融資することが適当と認められたときには、速やかに融資を実行するものとする。

（融資の実行の報告）

第１３条　取扱金融機関は、融資を実行したときは、その日から１４日以内に融資実行済報告書（様式第４号）に当該融資の完済までの返済予定表を添付し、市長に報告しなければならない。

（融資の取下の報告）

第１４条　取扱金融機関は、融資を実行しないこととなった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（利子の補給）

第１５条　市長は、借受者に対し予算の範囲内で利子補給をすることができる。ただし、借受者が次に掲げる事由に該当する場合はこの限りでない。

（１）廃業した場合

（２）金融機関の取引停止処分を受けた場合

（３）当該債務について保証した保証協会が取扱金融機関から代位弁済の請求をされた場合。

（４）市税を滞納した場合

（５）借受者の返済が滞っている場合

（６）第２１条にて規定する融資条件の変更のうち、融資期間の延長、償還金額の減額及び融資利率の引き下げ等、借受者にとって有利な条件変更がなされた場合。ただし、融資利率の引き下げにあっては、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（７）所有型立地補助金要綱第３５条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（８）累積投資型立地補助金要綱第２７条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（９）農業法人立地補助金要綱第３２条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

２　前項各号に該当する事象が発生した場合、取扱金融機関は速やかに市へ事故連絡書（様式第５号）を提出しなければならない。

３　第１項の規定により市長が利子補給をする額（以下「利子補給額」という。）は、

年１．１％で算出した額とする。ただし、融資利率が年１．１％を下回る場合は、当該融資利率を利子補給額の算出に用いる補給率とする。

４　利子補給を実施する期間は、借受日より５年間を限度とする。

（利子補給の事務等）

第１６条　利子補給は、９月末日締切り及び３月末日締切りの年２回とし、取扱金融機関の実収利息に対し行うものとする。

２　利子補給額の算出式は次のとおりとする。

３　申込者は、利子補給金の請求及び受領の権限を取扱金融機関に委任する旨を記載した融資申込書を、当該取扱金融機関を経由して市に提出するものとする。

４　取扱金融機関は、利子補給金の請求をするときは、市指定の請求書に利子補給金明細書（様式第６号）を添付して、市に提出するものとする。この際請求書に振込口座番号を明記するものとする。

５　市は前項に規定する請求手続に基づいた請求金額を取扱金融機関に対し支払う。

６　取扱金融機関は、前項に基づく利子補給金の受領後速やかに、借受者各自の口座に入金する。

（利子補給金の調査）

第１７条　市は、必要に応じて、第１６条に規定する利子補給の取扱事務について、当該取扱金融機関に対し調査又は説明を求めることができる。

（利子補給金の返還）

第１８条　取扱金融機関は、利子補給金を返還する事由が発生した場合、市に対して速やかに連絡をした上で、利子補給金返還申出書（様式第７号）により市に対し通知するものとし、その後市より送付される納付書にて、借受者の代理として市に対し返還金を納付するものとする。

２　所有型立地補助金要綱第３５条、累積投資型立地補助金要綱第２７条または農業法人立地補助金要綱第３２条の規定に該当する事象が発生した場合にあっては、借受者はこれまでに受領した全ての利子補給金を返還するものとする。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（償還方法）

第１９条　融資金額（当該融資に係る利子を含む。）の償還は、原則として元金均等払、元利均等払又は据置期間内の期日一括払のいずれかの方法によるものとする。

（借換え）

第２０条　他の借入金を立地制度融資に借換えることは出来ない。ただし、所有型立地補助金要綱第１８条、累積投資型立地補助金要綱第１０条または農業法人立地補助金要綱第１４条に規定する認定を受けた事業計画に基づく、立地施設の整備に係る借入金については、立地制度融資に借換えることができる。

２　申込者及び取扱金融機関は、前項の規定による借換えを行う場合は、当該融資資金が立地施設の整備に利用されたことを証明する書類等を添付したうえで、第１０条に規定する申込みを行うこととする。

（融資条件の変更等）

第２１条　取扱金融機関は、借受者の融資について、特別の事情により融資期間、融資利率、連帯保証人、担保等（以下「融資期間等」という。）を変更することが必要と認められるときは、当該融資期間等を変更することができる。この場合において、当該融資が保証協会の保証を付したものであるときは、当該保証協会の承諾を得るものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定により融資期間等を変更した場合は、融資条件変更報告書（様式第８号）によりその旨を市長に報告しなければならない。借受者の名称、代表者、所在地等に変更があった場合も同様とする。

（申込受理の取消し及び繰上償還）

第２２条　市長は、立地制度融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、融資資金の受理を取り消すことができる。この場合において借受者は全ての利子補給金を返還し、また必要があると認めたときは、繰上償還する旨を金融機関に指示するものとする。

（１）申込書及びその添付書類に不実の記載をした場合

（２）融資資金をこの要綱に定める使途以外に使用した場合

（３）この要綱の規定に反する取扱いをした場合

（４）前３号に掲げる場合のほか、市長が立地制度融資の対象として不適当と判断した場合

（取扱金融機関の責務）

第２３条　取扱金融機関は、立地制度融資の取扱いについては他の一般業務との区別を明確にし、市長が調査又は報告を求めたときは速やかに応じるものとする。

２　取扱金融機関は、立地融資制度の取扱いに関し、当該金融機関を代表する店舗として「とりまとめ部店」を定め、事務担当届出書（様式第９号）を市長へ提出することとし、年度当初及び届出内容等に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の内容を記載した事務担当届出書を提出するものとする。

（期中管理）

第２４条　市は、必要に応じて借受者に対し、資金使途及び返済状況について調査を行うことができるものとする。

２　取扱金融機関は、前項に規定する調査に協力するものとする。

３　借受者の返済が滞った場合には、取扱金融機関において適切な管理を行うものとする。

（委任）

第２５条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度中に第１１条による承認を受けた申込者及び取扱金融機関に適用する。